

2010/10/13

公園は誰のものか

長野市の公園で犬連れの散歩を望む市民は 11 万人（市民の約 30%）

公園の犬連れ散歩禁止条例について

大門町 区長

藤井 弘

善光寺かいわい愛犬くらぶ 会長 渡辺 一

2005 年に公園緑地課が実施した「まちづくりアンケート」では、長野市民の 29.8% にあたる、115,780 人も多数の市民が犬連れの公園開放を望んでいる。（長野市の人口は 388,526 万人・平成 22 年 10 月現在）

アンケートの設問と答えの比率は

今後、公園での犬の散歩について、どのようにしていくのが良いと思いますか。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1. 散歩のできる公園を増やすべき | 29.8% |
| 2. 現状のままでよい | 36.4% |
| 3. 現在の 3 公園を含め公園での犬の散歩は禁止すべきである | 25.0% |
| 4. その他・無回答 | 8.8% |

このアンケートでは通常のアンケートにある「どちらとも言えない」又は、「どちらでも良い」との設問が欠けており、

2. の「現状のままでよい」は削除すべきであり

3. の「現在の 3 公園を含め公園での犬の散歩は禁止すべきである」は、「犬の散歩は禁止すべきである」にするのが妥当である。

3 問の中で「2 と 3」の 2 問は公園での犬連れ散歩を認めない設問であり、3 問中、2 問が犬連れ散歩を否定する不公平なアンケートであり、卑劣な手法である。

半世紀前に公園緑地課が提案して施行された条例に沿うように「公園の犬連れ散歩を禁止」する方向へアンケートを導く設問であることが分かる。

公正な設問なら以下の 3 問で足りる。

1. 犬連れで散歩して良い
2. 「どちらとも言えない」又は「わからない」のどちらかにする
3. 犬連れ散歩は禁止すべきである

この条例は、1962 年・昭和 37 年に城山公園の花時計を犬が荒らしたことにより、公園を管理している公園緑地課が提案したものである。それから 48 年が経過して社会環境は激変した。

今、日本では、家族の一員として家庭で暮らす犬の数が子供の数を越え、四世帯に一世帯が犬と暮らしている。この条例は多くの市民はもちろん、長野市を犬連れで訪れる旅行者も公園を利用できない悪法であり、日本中が、我が地域を活性化しようと誘客を競っている時代の中で、長野市の観光に重大な悪影響を引き起こしている。この重要な件について観光課が早急に関与して解決しなければならない。

この件について、2010 年 9 月 28 日の三回目の会議で観光課からは、6 年後となる「次の

善光寺御開帳には……」との切迫感のカケラも無い発言があった。その間にも年間に数百万人が訪れているのに。

条例を制定するには、条例による影響を総て考慮の上、行わなければならない。

一方の意見だけを採用すると不平等が生まれ、云われのない不便や不利益を蒙る人々が多数あらわれる。全ての人々が利益を受けるわけにはいかないが、道徳的に非難されるものでなければ、条例は、より多くの人々が、より住みやすくなる社会を実現するために必要なものでなければならない。一旦、施行した条例といえども常に時代と共に検証されなければならない。

では、この「犬連れ禁止条例」はどうか考えてみよう。

目的は糞の放置により不潔な環境とならないように、放し飼いによる事故がおきないように書かれている。この目的を達成するには禁止しか方法がないのか。

犬を飼うことにより、家庭内のコミュニケーション、孤独感を癒す、子供の情操教育、人や生き物に対しての思いやりの心を育てる、地域のコミュニティーの構築など、社会的に多くの良いことがある。

糞の放置だけを問題にして公園を見かけだけの綺麗さで判断することではない。

これまで、「放置された犬の糞」について長期間に渡り調査した例を聞いたことは無いが、「善光寺かいわい愛犬くらぶ」は、実際にどれほどの数があるかを約一年間に渡り調査・清掃活動を行った。活動は毎日曜日の午前8時から9時に行い、集計した。心ある犬の飼い主は、クラブとして活動する前から個人的に糞を拾っていたのは言うまでも無いことである。

その結果、拾った糞は、「善光寺周辺」では220個、「城山公園」では188個である。参加者は延べ417名であり、活動時間は417時間である。417時間を、一日8時間勤務に換算すると52日間の仕事量にあたる。

拾った糞の数を日割り換算すると「善光寺周辺」では三日間に2個、「城山公園」では二日間で1個となる。

この活動から、「善光寺周辺」と「城山公園」には何名かの反社会的な飼い主の存在が確認された。この数人のために、この地域に住む善良な多数の市民が公園から排除されているのである。

さらに、災害時には避難場所に指定されているのが公園である。県の災害時の避難条例には、「ペットは飼い主と一緒に避難して保護する」とあるが、長野市では犬と一緒に公園に入れない条例がある。この件については危機管理防災課の関与が必須である。

ゴミの放置には罰もある、放し飼いにも禁止事項がある。にも関わらず両方を守って暮らしている多数の善良な市民である犬の飼い主に対して、マナーの悪い飼い主と同じ条例を適用するのは何故か。守らない飼い主だけを諷めるのが本筋である。問題を突き詰めると、この条例が矛盾の根源である。

近代社会の犬にたいする考え方、社会の中のペットの位置付けを半世紀前と比べると、現在は家族の一員として飼われている犬がほとんどであり、物ではないのである。(現状は物と規定されている)

近年、長野市は都市化が進み、緑地がほとんど無いのが現状である。散歩するにも歩道の無いアスファルトの道路を、車を避けつつ飼い主ともども大きな危険を伴って歩かなければならない。人とペットが共生できるよう環境を良くしたいと思う市民も多数である。

年間を通して雨の日も雪の日も、天候を選ばず規則正しい犬との散歩は、年齢を問わず、総ての飼い主の健康増進と心のケア・ストレス解消のために最高の処方であることは万人が認めている。孤独を癒すために犬と暮らす高齢者も多い。このような市民を手助けするのが行政の役割だが、長野市では、多くの善良な市民の自由と権利を条例によって踏みにじっている。又、犬にとって散歩や運動は必ずしなければならない。これをしないことは動物虐待にあたる。これらの件については保健所の関与が必須である。

「ゴミ」と「たばこの吸い殻」と「犬の糞」の違いは何か。

法的には同じものであるのに、なぜか、犬の糞だけ特別なものとして取り扱われている。糞の放置はゴミの放置と同様に処罰の対象となる。ではなぜ、犬の糞だけが対象にされ、条例までつくり犬を公園へ連れ込むことが禁止されなければならないのか。しかも、糞を放置しない人に対して、犬連れの公園散歩を禁止する根拠はどこにあるのか。ならば、たばこの吸殻のポイ捨てを防ぐには、たばこの持ち歩きを禁止するのが同等の処置であろう。

公園使用の禁止により、他にほとんど代替えがないのが長野市である。禁止をするならば公園の代替えを考慮すべき問題であるが市や市議会では何も手を打たずに今日を迎えている。

以上のように考えてみるとこの条例は早急に撤廃すべきものとの結論になる。

現在、数箇所の公園の片隅を開放しているが、これは明らかな条例違反である。

条例がなければ、すべての矛盾を解決できるはずだ。この条例がなくても、今ある他の法律を適用すれば目的は達するのである。

これまで、当クラブから要請して、公園緑地課、都市計画課、保健所・生活衛生課、観光課、危機管理防災課、市会議員を交えて三回の会議を経たが、これらの要望に対して真摯に対応する姿勢は見られない。

長野市民の30%・11万5千人もが享受すべき当然の権利と自由を要望しているにもかかわらず、この件について、これからも進展が無ければ、司法による判定も選択肢であろう。

ホームページ検束は「善光寺かいわい愛犬くらぶ」

長野市への要望事項

大門町 区長 藤井 弘
善光寺かいわい愛犬くらぶ 会長 渡辺 一

公園の犬連れ散歩禁止条例について

- 1 犬連れの善光寺参拝客が困る実態を市は黙認、長野市の観光に多大な悪影響。
日本中が、我が地域を活性化しようと誘客を競っている時代に、折角、長野市を訪れた観光客を不快にし、困惑させている。
この先、いつまでも長野市を訪れる旅行者、観光客、市民に対して、先進的でも普遍的でもない、時代錯誤の長野市条例やアンケート結果を適用するのか。
この事に関して長野市の活性化について先進的な役割を果たすべき市議会が行動しないのは何故か。
- 2 市民が犬連れでは公園を利用できない不公平があり、公園は誰のものか疑問。
- 3 災害時の犬連れ避難が長野県地域防災計画に規定されているが、長野市では、この件についての対応が明確に見えない。
- 4 地域や家族の絆が希薄になった社会環境の中で、人間関係の孤立化は一層激しくなると思われ、ペットを介した社会的な絆の重要性はますます、その役割が増している。
数十年前には「ペット」とか「ペットと共生」と言う語句は使われていなかった。

長野市街地には空地・緑地が少ない状況であるにも関わらず これまで公園緑地課と二回行った懇談では、アンケートと、少数のマナーの悪い犬の飼い主の態度を理由に、大多数の善良な市民である犬の飼い主に対して酷な要求をしている。

掘り所としているアンケートは観念的なものであり、放置されている犬の糞の数や、マナーの悪い飼い主が何人いるのかの数字は無い。

飼い犬の糞を拾わないマナーの悪い飼い主の数は「善光寺かいわい愛犬くらぶ」が「善光寺周辺と城山公園」と「昭和の森公園と上野区」で実施した犬の糞拾い活動の実績から、僅かな人数であることが分かった。

「善光寺周辺と城山公園」では、マナーの悪い飼い主の行動パターンと放置された犬の糞の数は、「善光寺かいわい愛犬くらぶ」が毎日曜日に行っている活動により、ほぼ、特定された。

犬の糞を放置するのは明らかに犯罪である。成人が悪い事だと承知して糞を放置しているので、看板等により警告しても改まることは期待できない。

善良な市民への迷惑行為を、取り締まり、教育、矯正、排除するのは行政の責務と思うが、現状は行政が市民のマナーの悪さを指摘しているだけである。親子関係に例えると「親が我が子を甘やかして育て、自分の手に負えなくなった結果、我が子の欠点ばかりを指摘する」のに似ている。長野市の関係機関が連動して、この問題を改善する意欲と態度が見えないのが現状である。

社会では悪事を取り締まる機関として警察もあり、従わない者には罰則が科されるが、重大犯罪が減る気配は無い。罰則も取り締まりも無い犬の環境において市民のマナーの悪さを喧伝するだけが行政の施策、態度ではない筈である。その状況を積極的に改善するのが行政の責務と思う。

この際、防犯カメラ等を利用して取り締まるのも一方法であろう。

さらに、犬連れで公園を利用出来ないため多数の市民が、交通事故を心配しながら交通量の多い道路を犬と散歩をしている現状は命にも関わる問題です。市民に許されたわずかな公園や緑地に行く以外に、この問題を解決できない状況では、必然的に飼い主と犬に必要な散歩や運動量が少なくなる。

これは飼い主と犬の双方にストレスとなり、飼育放棄や虐待の問題も起こる。飼育放棄により全国で年間約30万頭もの犬や猫が処分されているのが現状だ。これを少なくしようと努力をしている市町村もある。しかし、長野市では、保健所や市民団体だけにまかせ、問題を解決する姿勢が見えない。

2010年5月22日の信濃毎日新聞の社説で(記事のコピーを添付)熊本市の犬猫に対する取り組みが紹介された。

「熊本市で出来る事が、長野市では出来ないのか、それに取組む意欲は有るのか」との問い合わせが関係機関へ寄せられたと聞いている。

早期に長野市は公園を犬の飼い主である市民にも開放して、「人とペットが共生できる街」を目指し、有効な施策を実行するよう要望します。

平成 21 年 月 日

市営公園への犬連れの散歩を可能にし、ドックランの設置を求める要望書

市営公園を楽しく犬と散歩が出来る公園に

長野市長 鷺沢 正一 様

犬と公園を散歩する会 藤井 弘
上野区愛犬くらぶ 中村 孝二
善光寺かいわい愛犬くらぶ 渡辺 一
長野市大門町 76 Tel 026-235-1345

私達の要望

市営城山公園の花時計を犬が荒らした事が引き金になって、昭和 38 年に長野市都市公園条例が改正され、公園への動物の引き連れが禁止になってから半世紀近くが経ちました。

この間、市民の生活スタイルは、核家族化・高齢化へと大きく変化してまいりました。お年寄り世帯では、心の慰みに小犬や猫を飼う方が増えておりますし又、何かしらのペットを飼う事で心に潤いとゆとりを持ちたいと望む家庭が増えました。近年の医学の進歩がもたらしたペット達が心身に及ぼす好影響についての見解は、動物と共に暮らすこうした社会現象を肯定するものであり、後押しもしています。

番犬として犬を飼ったり、ネズミ捕りのために猫を飼うというのは既に遠い過去の話であり、今日に於ては家族として、友達としての役割を担って飼われていると言っても過言ではありません。

こうしたペットの飼い主、特に犬の飼い主は、車の事故の心配の無い身近で安全な公園での憩いや散歩を望んでいます。連れ込みが許されている遠くの公園へは日常的には行けません。又、動物愛護の観点からも夏の焼けたアスファルトの道路ではなく、土や草の上を歩かせてやりたいと願っています。近隣市町村との比較に於ては、その行政サービスの違いはもはや無視できない状況に有り、なぜ、長野市だけがいけないのか、という不満が多く聞かれます。

市は、今後一層の公園の解放を早急に進める必要が有るのではないのでしょうか。

善光寺かいわい愛犬くらぶ、上野区愛犬くらぶ等は定期的に犬のフンやゴミ拾いを積極的に行っています。特に、上野区では防災訓練で「犬の一時預かり訓練」を実施するなど犬の飼育に於ては模範となる活動をしています。公園を解放することで人にも動物にも優しい長野市を実現してください。

要望事項

1. 市営公園を犬との散歩を可能にしてください。
2. 各地区にドッグランを設置してください。

